

■ 小山市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項

1 目的

小山市立図書館では、この制度により、雑誌にスポンサーの広告を組み込んだ情報を発信することにより、新たな財源を確保し、雑誌コーナーの充実を図ることを目的とする。

2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌を雑誌コーナーに配架する。提供雑誌の最新号カバーの表面にスポンサー名を、裏面にはスポンサーの広告を表示し、図書館の利用者の閲覧に供する。なお、雑誌の受入事務は図書館が行う。

3 雑誌の選定

雑誌スポンサーは、図書館が作成した「雑誌リスト」から選定する。

4 雑誌スポンサー及び広告の対象

(1) 雑誌スポンサーは、次の事業者等に該当しないこと。なお、広告の掲出中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- ① 民事再生法または会社更生法による再生または更生手続き中のもの
- ② 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの
- ③ 市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- ④ 暴力団または暴力団の構成員その他これらに準ずるもの
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

(2) 企業、商店、団体等を対象とします。個人は対象外とする。

5 雑誌スポンサーの広告内容

広告の内容は、市行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、利用者に不利益を与えないものとし、その内容が次のいずれかに該当または該当するおそれがあるときは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反しているもの
- (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 虚偽であるものまたは誤解されるおそれのあるもの
- (6) 内容または責任の所在が不明確なもの
- (7) 意見広告（社会問題その他についての主義または主張に当たるもの）
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 比較広告
- (10) 前各号に係るもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

6 広告掲出期間

広告の掲出期間は、原則として図書館が掲出を決定した月の翌月から1年間とする。ただし、館長が認めたときは、延長することができる。

7 広告の企画、表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面についてはスポンサー名等の表示とする。
表示の大きさ 縦4cm、横13cm以内 地色は白色、文字は黒
貼付位置 最新号カバー底辺より4cm上部中央
- (2) 裏面の広告は、片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズで出来るものとする。
※広告はスポンサー申込者が作成する。
- (3) 表示期間は契約期間内とする。なお、四半期毎に広告の内容を変更することが出来るものとする。
- (4) 雑誌の配架位置は図書館が決定する。

8 申込みの受付

申込みは、随時受付する。

〒323-0807 小山市城東 1-19-40 小山市立中央図書館 業務係（雑誌スポンサー担当）
電話 0285-21-0753 FAX 0285-21-0755

9 申込み方法

雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、申込みをする。

- (1) 申込書に代表者印を押印して、直接持参、FAX または郵送で行う。
- (2) 申込書に添付する書類
 - ・ 広告図案
 - ・ 会社概要等（業種等がわかるもの）
 - ・ 広告主のホームページの URL

10 スポンサーの選定及び広告内容審査

スポンサーは、掲載しようとする広告について、あらかじめ図書館と協議するものとする。スポンサーの選定及び広告内容審査は、図書館長、業務係長、資料担当、雑誌担当、そのほか館長が必要と認める者をもって行う。

11 契約

雑誌スポンサー制度の広告に決定した場合は、覚書（様式第2号）を締結する。

12 購入代金の支払い

スポンサーの提供する雑誌代金の支払いは、図書館指定の納入業者にスポンサーが直接支払うものとする。

- (1) 支払いは一括先払いとする。価格変動による追加徴収、返金はしない。
- (2) 振込み手数料等は、広告主の負担とする。

(3) 広告主が提供する雑誌が休・廃刊した場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替える。

13 スポンサーの責務

スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

14 実施時期

平成 22 年 12 月 1 日から

15 周知方法

- (1) 広報小山、ホームページに掲載
- (2) 関係機関窓口で別紙チラシにて PR

平成 年 月 日

小山市立中央図書館長 宛

住所 〒

会社名・団体名

代表者名 印

雑誌スポンサー制度申込書

「小山市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項」に基づき、書類（広告図案（最新号カバーに収まるサイズで片面印刷）、会社概要等、ホームページのURL）を添えて下記のとおり申し込みます。

1 広告提供希望期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

2 広告提供希望雑誌

雑誌名	雑誌名

3 担当者連絡先

部署	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

※ スポンサー制度の広告に決定した場合は、覚書により契約を締結させていただきます。

※ 同一の雑誌に複数の申込みがあった場合は、先着（受付）順とさせていただきます。

覚 書

小山市立図書館（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）は、雑誌の提供等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

記

第1条（提供雑誌）

1 甲は乙から下記の雑誌の提供を受けるものとする。

提供する雑誌は、甲の「雑誌リスト」から選定したものとする。

No.	雑誌名	広告掲出期間	広告掲出誌巻号	年 額
1				
2				
3				

第2条（広告掲載の方法）

1 甲は、乙から提供を受けた雑誌にカバーを掛けて、乙の広告を雑誌の裏面に掲載することができる。この場合、広告の内容等については事前に甲に協議するものとする。

第3条（提供の期間）

1 乙が甲に対して提供する期間は原則1年間とする。

第4条（広告掲載の責務）

1 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立てまたは損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

第5条（協議）

1 本覚書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所 〒323 - 0807
 小山市城東1 - 19 - 40
 小山市立中央図書館
 役 職 館 長
 氏 名 _____ 印

乙 住 所 〒 _____
 会社名・団体名 _____
 役 職 _____
 氏 名 _____ 印

■ 小山市立図書館雑誌スポンサー制度広告掲載基準

1 趣旨

この基準は、小山市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項（以下「要項」という。） 4 雑誌スポンサー及び広告の対象の規定に基づき、広告主が掲載する広告の内容に係る基準を定めるものとする。

2 広告の内容に係る基準

要項の5 雑誌スポンサーの広告内容（（7）及び（8）を除く。）に掲げる基準は、次のとおりとする。

(1) (1) 法令等に違反するもの

法令、条例及び規則、通達等に違反するものまたはこれらに照らして不適切な内容を含むもの

(2) (2) 公序良俗に反するもの

たとえば次に掲げるもの

ア 暴力、とばく、麻薬、覚醒剤その他の薬物の乱用、売春等の行為を肯定し、または美化したもの

イ 醜悪、残虐または猟奇的なものであって、不快感を与えるものまたはそのおそれがあるもの

ウ 著しく性的感情を刺激するもの

エ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

オ 風紀を乱し、または犯罪を誘発するおそれがあるもの

(3) (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの

たとえば次に掲げるもの

ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な内容を含むもの

イ 他のものを誹謗し、もしくは中傷するものまたはそのおそれがあるもの

ウ 他の者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害し、信用を害し、若しくは業務を妨害するものまたはそのおそれがあるもの

エ 他の者の氏名、名称、談話、著作物、商標等を無断で使用しているもの

(4) (4) 政治性または宗教性のあるもの

たとえば次に掲げるもの

ア 政治団体の政治活動（選挙運動を含む）に係るもの

イ 宗教団体の布教活動に係るもの

(5) (5) 虚偽であるものまたは誤解されるおそれのあるもの

たとえば次に掲げるもの

ア 統計、文献、専門用語等を出典を明示しないで引用することにより、当該広告に係る商品若しくは役務（以下、「商品等」という。）が実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているものまたはそのように誤認されるおそれがあるもの

イ 取引に関する条件等について、明示すべき事項を明示しないことにより、実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているものまたはそのように誤認されるおそれがあるもの

ウ 誇大な表現を含むもの

エ 不当な保証、資格、賞等を使用して広告の内容に係るものに権威を与えようとしているもの

オ 投資信託等にかかるものであって、元本等が保証されているように表現しているもの若しくはそのように誤認させるものまたはそのおそれがあるもの

カ 他人名義で行っているもの

(6) (6) 内容または責任の所在が不明確なもの

たとえば次に掲げる内容

ア 広告主の氏名または名称、所在地、連絡先等当該広告に係る責任の所在を明確にするための事項が明示されていないもの

イ 広告主であることが不明確であるもの

ウ 代理店の募集、会員の募集、副業、内職等に係るものであって、その目的、内容等が不明確であるもの

エ 通信販売に係るものであって、連絡先並びに当該広告に係る商品等の名称、内容、価格、数量、引き渡し及び支払い方法、返品条件等が不明確であるもの

オ 通信教育、講習会若しくは塾に係るものまたは学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校に類似する名称を用いたものであって、その実態、内容等が不明確であるもの

カ 外国に本校または本部のある学校の日本校等であって、学校教育法に規定する学校でないにもかかわらず、その旨の表示がされているもの

(7) (9) 比較広告

自己の供給する商品等について、これと競争関係にある商品等を比較の対象となる商品等として明示し、若しくは暗示し、当該商品等の内容若しくは取引に係る条件に関して客観的に測定、若しくは評価することによって比較するもの（二重価格を表示するもの及び第三者が推奨し、または保証する旨の記述があるものを含む。）またはこれに類似するもの

(8) (10) 前号の他、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

たとえば次に掲げるもの

ア 図書館が広告主を支持し、または当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証しているかのようなもの

イ 図書館の品位を損なうようなもの

ウ 詐欺的なものまたはいわゆる不良商法とみなされるもの

エ 著しく投機または射幸心をあおるもの

オ 非科学的なものまたは迷信に類するものであって、利用者を惑わせ、または不安にさせるおそれがあるもの

カ 謝罪、釈明等に関するもの

キ 世論が大きく分かれている事項に関するもの

ク 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に規定する公正競争規約及びこれに準ずる業界別の公正競争規約に違反するまたはこれに照らして不適切なもの

附 則

この基準は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

■ 小山市立図書館利用制限要項

(趣旨)

第1条 この要項は、中央図書館、小山分館、間々田分館、桑分館、公民館図書室・配本所、城南配本所、移動図書館の図書館ネットワーク内における貸出資料未返却者等への利用制限について必要な事項を定める。

(利用制限の対象者)

第2条 中央図書館長（以下「館長」という。）は、図書館利用者のうち、次の各号のいずれかに該当する利用者に対し、利用を制限することができる。

- (1) 図書館で貸出した資料を3箇月以上延滞している利用者
- (2) 10年以上利用のない利用者

(利用制限内容)

第3条 利用制限内容は、次のとおりとする。

- (1) 貸出停止
- (2) 予約受付停止（受付済み予約の取消を含む）

(制限の期間)

第4条 利用期間は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第1号に掲げる利用者である場合
督促対象の図書館資料が返却されるまで。この場合において、弁償の申し出があっても、長期間弁償されない場合は、弁償されるまでとする。
- (2) 第2条第2号に掲げる利用者である場合
登録から抹消する。

(封書による督促通知)

第5条 図書館で貸出した資料を返却しない利用者に対して、封書による督促を行う。

- (1) 図書館で貸出した資料を1箇月以上延滞している利用者には、未返却資料のお知らせ（様式第1号）を通知する。
- (2) 図書館で貸出した資料を2箇月以上延滞している利用者には、図書館資料返却督促状（様式第2号）を通知する。通知文には、指定する期限までに返却されないときは貸出及び予約の停止となる旨を記載する。貸出及び予約の停止日となる日は、図書館資料返却督促状（様式第2号）発送月の翌月の末日からとする。
- (3) 図書館で貸出した資料を3箇月以上延滞している利用者には、図書館資料返却督促状（様式第3号）を通知する。通知文には、現在新たな貸出及び予約の停止としている旨を記載する。

(制限の解除)

第6条 館長は、制限の対象となる資料が返却されたときは、利用制限を解除する。

附 則

この要項は、平成26年11月1日から施行する。

様式第1号

平成 年 月 日

〒
利用者住所

利用者氏名 様

利用者コード： _____

未返却資料のお知らせ

あなたのお借りになった下記の資料は返す日が過ぎています。
次に利用者が待っていますので、至急お返してください。

No.	タイトル	貸出館	貸出コード	貸出日	返却日
-----	------	-----	-------	-----	-----

- * 1 このお知らせと行き違いに返却された場合は、あしからずご了承ください。
- * 2 資料が見つからない場合など不明な点がありましたら、下記にお問合せください。

小山市立中央図書館
〒323-0807
栃木県小山市城東 1-19-40
電話：0285-21-0750

〒

利用者住所

利用者氏名

様

利用者コード： _____

図書館資料返却督促状

あなたのお借りになった下記の資料の返却が延滞しているため、先月、「未返却資料のお知らせ」を送付いたしました但返却されておりません。早急に返却くださるよう督促いたします。

□ 注意事項

- ① 図書館資料を亡失した場合又は汚損、破損したときには、それと相当の資料をもって弁償を求める場合があります。
- ② 督促対象の図書館資料を、 年 月末日までに返却されない場合は、その日から新たな貸出と予約を停止させていただきます。

No.	タイトル	貸出館	貸出コード	貸出日	返却日
-----	------	-----	-------	-----	-----

* 1 このお知らせと行き違いに返却された場合は、あしからずご了承ください。

* 2 不明な点がありましたら、下記にお問合せください。

小山市立中央図書館

〒323-0807

栃木県小山市城東 1-19-40

電話：0285-21-0750

～ 図書館資料は、市民全体の貴重な共有財産です。皆で大切に使いましょう～

〒

利用者住所

利用者氏名

様

利用者コード： _____

図書館資料返却督促状

あなたのお借りになった下記の資料の返却が延滞しているため、図書館資料の貸出・予約を停止させていただきます。次に利用者が待っていますので、早急に返却くださるよう督促いたします。

なお、図書館資料を亡失した場合又は汚損、破損したときには、それと相当の資料をもって弁償を求める場合があります。

No.	タイトル	貸出館	貸出コード	貸出日	返却日
-----	------	-----	-------	-----	-----

* 1 このお知らせと行き違いに返却された場合は、あしからずご了承ください。

* 2 不明な点がありましたら、下記にお問合せください。

小山市立中央図書館

〒323-0807

栃木県小山市城東 1-19-40

電話：0285-21-0750

～ 図書館資料は、市民全体の貴重な共有財産です。皆で大切に使いましょう～

■ 図書館法

図書館法

目次

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 公立図書館（第十条―第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条―第二十九条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（昭二七法三〇五・平一八法五〇・一部改正）

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(昭三六法一四五・平一〇法一〇一・平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(昭二七法一八五・平一一法一六〇・一部改正)

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(平二〇法五九・全改)

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとと

もに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

(昭二七法二七〇・平一四法四一・一部改正)

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(昭三一法一六三・一部改正)

第十一条及び第十二条 削除

(昭六〇法九〇)

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(昭三一法一四八・昭三六法一四五・昭三七法一三三・平一一法八七・一部改正)

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

(平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・一部改正)

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・平二三法一〇五・一部改正)

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(平二〇法五九)

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三四法一五八・全改)

第二十一条及び第二十二条 削除

(平一一法八七)

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(昭四二法一二〇)

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

(昭三一法一六三・一部改正)

附 則

■ 図書館の自由に関する宣言

図書館の自由に関する宣言

1979年改訂（主文）

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結してあくまで自由を守る。